

はにゅうりょうしまじゅうりょうようはいすいろ

羽生領島中領用排水路.....

土地改良区だより

令和2年7月発行

第19号

編集・発行 羽生領島中領用排水路土地改良区 総務課

〒347-0001

埼玉県加須市大越3756番地1

TEL 0480-53-3888 FAX 0480-53-8468

<https://hanyuryo.com>

E-mail:hanyuryo@bz01.plala.or.jp



溜井堰（久喜市高柳地内）

「適正化事業により工事实施」

【おもな内容】

- 通常総代会開会あいさつ
- 総代会提出議案
- 令和2年度予算
- 令和2年度賦課金等について
- 令和元年度事業の実施状況
- 財務状況の公表
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合について
- お願い

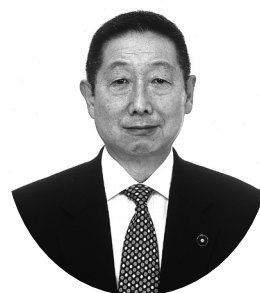
令和元年度 通常総代会開催

令和2年3月27日(金)に当土地改良区事務所大会議室において、通常総代会が開催されました。これは、新型コロナウイルスの影響により、開催予定であった会場の閉鎖と感染拡大の防止の観点から開催規模を縮小し執り行ったものです。

今回の総代会については、規模縮小の観点から書面議決等により執り行い、議案第1号の平成30年度事業報告書、各会計収入支出決算及び財産目録の承認を求めることについてから始まり議案第10号の令和2年度各会計収入支出予算についてまで、全10議案可決し閉会いたしました。

総代会あいさつ

理事長 野 本 陽 一



理事長の野本でございます。着座でご挨拶を申し上げます。今、副理事長さんのお話のように、コロナウイルスの関係で、例年のように総代の皆様方にご参集頂きまして、開催することが難しくなりましたので、緊急の措置として代表の方々に出席をして頂いて、このような形で開催することでご理解を頂きたいと思えます。桜満開の良い季節であります、一方で、厳しい課題もこれから出てくるかと思えます。どうか、よろしくお願い致します。

書面議決ということで、開催をさせて頂きましたが、ご参加を頂きました総代の皆様にご理解とご協力に心から感謝を申し上げますと共に御礼を申し上げたいと思えます。それでは、ご報告を含めてご挨拶を申し上げます。

本年度のかんがい用水につきましては、かんがい期間を通じて例年の1.5倍の降雨があり、無事に乗り切ることができました。この降雨によりまして、7月の中干が充分に出来なかったことや水田に水が冠水しまして、コンバイン等の稼働が困難となり適期に収穫できないこと等の影響もございました。さらに、10月中旬の台風19号により真夜中に避難指示が出されるなど緊張する場面もございましたが、心配されました利根川も越水することなく事なきを得ました。ハッ場ダムが完成いたしまして、ダムに貯留したことにより、利根川の水位の上昇を抑えられたことだと考えております。

管内の排水路では、台風19号が去った後に稲荷木落排水路の堤塘が、県道羽生

栗橋線の橋梁から上流へ約80mにわたり陥没いたしました。台風19号が去ってから10日くらい経った後だったのですが、水路の堤塘であり、かつ、市道でありますので、加須市と協議をさせて頂きまして、道路災害として市の責任で復旧することになりました。そして、災害事業ということで、市の方で国の認定を受けて頂きまして復旧を致しました。これは、災害に対する仮復旧であり、県営事業として令和元年度の補正予算で水路改修を発注します。工事は、今年の農閑期になりますが、災害の発生の心配のない水路を確実に実施致したいと思っております。

異常気象や台風が多く発生し、地区内の洪水対策が近年の課題でありますことから令和元年度から農林水産省により中川上流地区の事業調査が始まりました。8月には、当土地改良区の関係する羽生市、加須市、久喜市、幸手市、更には、ほくさい農業協同組合、みずほ農業協同組合をメンバーとして、中川上流地区国営事業等推進協議会を設立し、農林水産省並びに埼玉県と共に早期の事業着工を目指しております。

農業排水路の排水先であります一級河川の中川の改修につきましては、県土整備部がJ R宇都宮線鉄橋の狭窄部の拡幅を令和元年度から工事を始めまして、令和5年度に完成の予定であります。国道125号線の古門樋橋から新槐堀川合流点までの拡幅整備につきましても用地買収が始まっておりまして令和10年度の完成を

目指して鋭意事業を進めているところであります。

令和元年度に実施致しました県営事業は、島中領地区の石綿管交換工事につきましては、中里地区の大排水路沿いにおいて、710mを実施致しました。

また、稻荷木落排水路の整備は、島中領用水路との交差部より少し下流から県道羽生栗橋線の下流で市境を流れる排水路合流部までの364mを整備致しました。

当土地改良区が実施致しました事業は、県の補助事業を含め、旧大利根町の堤根落排水路165m、自然排水路89m、羽生市の上村下ノ落排水路152mを整備致しました。また、国及び県からの交付金を受ける維持管理適正化事業によりまして、十王堀排水路の最下流にあります溜井堰のゲート、そして、佐間第2揚水機場を補修整備致しました。

総代の皆様方のご支援ご協力を賜いますことを心からお願いを申し上げますと共に羽生領島中領用排水路土地改良区の益々の繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせて頂きます。大変ありがとうございました。



総代会提出議案

議案第 1 号	平成30年度事業報告書、各会計収入支出決算及び財産目録の承認を求めることについて
議案第 2 号	特定施設維持管理基金の取り崩しについて
議案第 3 号	令和元年度専決処分の承認について
議案第 4 号	定款の一部改正について
議案第 5 号	規約の一部改正について
議案第 6 号	規程の新設について
議案第 7 号	令和2年度賦課金・徴収期間・徴収方法等について
議案第 8 号	令和2年度陸田等用水使用料及び徴収期間について
議案第 9 号	令和2年度地区除外に伴う決済金について
議案第10号	令和2年度各会計収入支出予算について



(議事進行)



(議案採決)

永年勤続表彰

総代会において永年勤続役員、永年勤続職員に対し次のとおり表彰が行われました。

〈永年勤続役員〉 12年 田 村 喜 成

〈永年勤続職員〉 20年 宝 月 映 樹



令和2年度 一般会計収入支出予算

(単位：千円)

収 入			支 出		
科 目	予 算 額	予算に 占める割合	科 目	予 算 額	予算に 占める割合
1. 組合費	184,820	43.7%	1. 事務費	80,750	19.1%
2. 財産収入	4,640	1.1%	2. 選挙費	10	0.0%
3. 使用料及び 手数料	19,170	4.5%	3. 事務所費	3,340	0.8%
4. 補助金及び 交付金	19,850	4.7%	4. 事業費	278,040	65.7%
5. 受託費	13,260	3.1%	5. 諸 費	35,150	8.3%
6. 寄付金	10	0.0%	6. 諸支出金	15,480	3.7%
7. 納付金	12,420	2.9%	7. 繰出金	9,280	2.2%
8. 雑収入	4,410	1.1%	8. 諸帳簿整理費	10	0.0%
9. 繰越金	45,000	10.6%	9. 予備費	1,060	0.2%
10. 繰入金	63,000	14.9%			
11. 負担金	56,540	13.4%			
合 計	423,120	100.0%	合 計	423,120	100.0%

令和2年度実施予定事業

1. 県費単独土地改良事業

施 設 名	施 工 箇 所	事 業 内 容
上村下ノ落排水路	羽生市大字弥勒地内	鉄筋コンクリート柵渠工
自然排水路	加須市細間地内	鉄筋コンクリート柵渠工

2. 水路改良事業

施 設 名	施 工 箇 所	事 業 内 容
古利根排水路	加須市阿佐間地内	鉄筋コンクリート柵渠工

3. 県営特定農業用管水路等特別対策事業（島中領地区）

施 設 名	施 工 箇 所	事 業 量	事業内容
中里揚水機場	久喜市中里地内	600m	管水路更新工

令和2年度 賦課金等について

1. 賦課金

◎令和2年1月1日現在の耕作者又は所有者に賦課されます。

地 区	地 目	1㎡あたり
羽生領第1地区	田	4.30円
	畑	2.15円
羽生領第2地区	田	2.15円
島中領地区	田・畑	5.00円

☆徴収期間 上半期 令和2年 7月1日～令和2年 7月31日

下半期 令和2年11月1日～令和2年11月30日

2. 陸田等用水使用料

◎令和2年8月1日現在の使用者に発付されます。

田として賦課されていない土地に水稻を耕作した場合、使用料を徴収します。

地 区	用 途	1㎡あたり
羽 生 領 地 区	管理水路から直接・間接的に取水するもの	2.15円

☆徴収期間 令和3年1月1日～令和3年2月1日

陸田等用水使用料に対する耕作状況は自己申告制です

耕作面積等の異動があったときは申告（陸田耕作異動申告書）をお願いします

（令和2年9月30日迄）

1. 新たに陸田耕作を始めるとき

2. 耕作地を休耕したとき、又は、耕作面積を増減したとき

異動申告がない場合は、前年度の耕作面積の取扱いになります

3. 受益者負担金【島中領地区】

◎県営土地改良事業の石綿管交換工事に伴い、令和2年1月1日現在の土地所有者に発付されます。

1㎡あたり 1.18円（田・畑）

4. 目的外排水負担金

◎令和2年4月1日現在の排水放流承認者に対して発付されます。

工場・営業排水を放流するときの目的外排水負担金は次のとおりです。

1㎡あたり 基準額 2.87円

放流先・使用者等の変更があった時は手続きをお願いします

1. 使用者が変更になったとき（変更手続き）

2. 公共下水道や農業集落排水に接続されたとき（取消手続き）

5. 施設使用料

- ◎令和2年4月1日現在の施設使用承認者に対して発付されます。
占用している面積・延長等により算出されます。

管理施設（水路敷等）の占用内容等に変更があった時は手続きをお願いします

1. 使用者が変更になったとき（変更手続き）
2. 撤去されたとき（取消手続き）

6. 地区除外決済金

農地を農地以外（宅地や雑種地等）に転用する場合は、農地転用等の通知書及び地区除外申請書により申請が必要です。

また、土地改良法第42条で「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められており、地区除外決済金の納付が義務付けられています。（市街化調整区域・市街化区域）

地区除外決済金は、組合員の皆様が納められている賦課金で用排水路の維管理費を賄っているため、農地を転用され面積が減ると、残された農地（組合員）が負担することになりますので、残された農地に対し過重な負担にならないようにするためのものです。

◎地区除外決済金は次のとおりです。

地 区	地 目	1㎡あたり
羽生領第1地区	田	236円
	畑	118円
羽生領第2地区	田	118円
島中領地区	田・畑	111円

☆島中領地区のバイブライン区域については、地区除外決済金のほかに受益者負担金（P5の3）の精算金がかかります。

**公共事業（道路または施設等）の用地として買収されたときも、
地区除外決済金が発生します。
事業主体（買収者）と十分な話し合いをされますようお願いします。**

農地を改良等する時は手続きをお願いします

1. 土盛りをするとき
2. 田から畑に地目を変更するとき※1
3. 資材置場等に一時使用するとき

※1. 田から畑に地目変更する場合は、一時負担金を納付していただきます。【羽生領地区のみ】

各種申請書様式につきましては
ホームページよりダウンロードできます

令和元年度事業の実施状況

1. 県費単独土地改良事業（県の補助金を受けて行った事業）

工 事 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 費
堤根落排水路改良工事	加須市新川通地内	146m	18,000,000円
上村下ノ落排水路改良工事	羽生市大字弥勒地内	152m	20,000,000円
自然排水路改良工事	加須市細間地内	80m	12,000,000円
計		378m	50,000,000円

2. 水路改良事業（改良区単独費で行った事業）

工 事 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 費
堤根落排水路改良工事	加須市新川通地内	19m	5,020,400円
自然排水路改良工事	加須市細間地内	9m	1,430,000円
計		28m	6,450,400円

3. 土地改良施設維持管理適正化事業（国及び県の補助金を受けて行った事業）

工 事 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 費
溜井堰補修工事	久喜市高柳地内	井堰工一式	3,630,000円
佐間第2揚水機場補修工事	久喜市佐間地内	揚水機一式	4,180,000円
計			7,810,000円

4. 県営土地改良事業（改良区がその一部を負担して行った県の事業）

工 事 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 費
石綿管交換工事	久喜市中里地内	713m	52,920,000円
計		713m	52,920,000円

5. 維持管理事業

工 事 名	施 設 名	件 数	事 業 費
水路浚渫工事	岩瀬落排水路、十王堀用水路 他	67	8,887,040円
水路雑草藻刈工事	四ヶ村用水路、行幸用水路 他	149	60,722,350円
水路修繕工事	自然排水路、S43幹線2号用水路 他	9	6,377,062円
樋管堰枠工事	日ノ堀排水路、宮前堰 他	5	1,872,652円
揚水機場等施設維持費	間口揚水機場、高須賀揚水機場 他	37	13,258,732円
計		267	91,117,836円

■水路にゴミを捨てないようご協力ください

水路に捨てられたゴミ等は、通水の妨げとなり水不足や溢水の原因となります。

このゴミ処理の費用は、組合員から納付された賦課金で賄われています。

令和元年度 事業の完成写真

◆県費単独土地改良事業 自然排水路改良工事(加須市細間地内)



(工事前)



(工事後)

◆県費単独土地改良事業 上村下ノ落排水路改良工事(羽生市大字弥勒地内)



(工事前)



(工事後)

◆土地改良施設維持管理適正化事業 佐間第2揚水機場補修工事(久喜市佐間地内)



(工事前)



(工事後)

◆県営土地改良事業 石綿管交換工事(久喜市中里地内)



(石綿管撤去)



(塩ビ管設置)

財務状況の公表

平成30年度 一般会計及び特別会計の収支決算を公表します。

【一般会計】

(単位：円)

収 入		支 出	
1. 組 合 費	179,755,740	1. 事 務 費	84,901,793
2. 財 産 収 入	3,467,424	2. 選 挙 費	963,846
3. 使用料及び手数料	19,266,272	3. 事 務 所 費	1,344,345
4. 補助金及び交付金	24,390,000	4. 事 業 費	261,184,507
5. 受 託 費	12,435,120	5. 諸 費	32,876,143
6. 寄 付 金	0	6. 諸 支 出 金	11,215,403
7. 納 付 金	12,425,133	7. 繰 出 金	4,115,170
8. 雑 収 入	5,253,363	8. 諸 帳 簿 整 理 費	0
9. 繰 越 金	66,688,035	9. 予 備 費	0
10. 繰 入 金	28,874,500		
11. 負 担 金	102,828,622		
収 入 合 計	455,384,209	支 出 合 計	396,601,207

収入支出差引残金 58,783,002円 翌年度へ繰越

【特別会計】

(単位：円)

会 計 名	収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
職員退職手当	113,268,157	22,337,449	90,930,708
農地転用(羽生領地区)	2,767,955,273	22,999,837	2,744,955,436
農地転用(島中領地区)	42,181,775	3,000,000	39,181,775
維持管理積立金(島中領地区)	20,195,713	3,874,500	16,321,213

【財産目録】

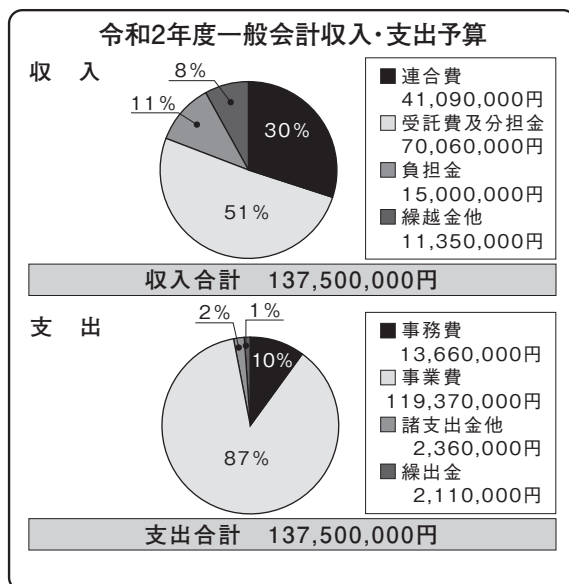
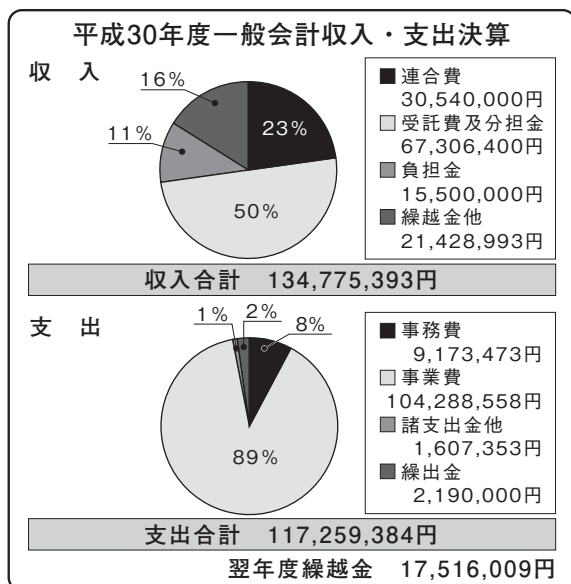
(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産		未払金	
一般会計	58,783,002	引当金負債	
未収入金	22,269,075		
特定資産		賦課金等還付金	40,090
職員退職手当引当金	90,930,708	職員退職手当引当金	90,930,708
農地転用決済金	2,784,137,211	農地転用決済金	2,784,137,211
維持管理積立金	16,321,213	維持管理積立金	16,321,213
基本財産	753,629,425	基本財産	753,629,425
特定施設維持管理基金	43,881,292	特定施設維持管理基金	43,881,292
固定資産			
土地 事務所敷地 外	68,071,764		
建物 事務所 外	241,202,000		
備品 自動車 外	10,091,450		
資 産 合 計	4,089,317,140	負 債 合 計	3,688,939,939

葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

当連合では、「利根中央事業」で整備された水利施設により、北は羽生市から南は八潮市まで10市3町に跨る、約12,700haの農地を対象に、適正な用水供給に努めています。令和元年度は、春先に晴天が続き渇水が心配されましたが、その後の降雨により、比較的安定した取水を行うことができました。令和2年度は、水源地の降雪量が例年より少なく雪解けが早く進みました。今後も、水源の状況を注視しながら安定した用水供給を行ってまいります。

《令和2年3月30日(月)に通常総会が開催され、次のとおり決定されました》



◇令和2年度所属土地改良区の連合費賦課額

所属土地改良区	賦課額
葛西用水路土地改良区	24,520,000円
羽生領島中領用排水路土地改良区	16,570,000円
合 計	41,090,000円

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 管理等の状況 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇



◎総合管理所:地元小学校の施設見学会の様子
(幸手市立八代小学校4年生)



◎豊野用水路取水口
【加須市外野地内】

お 願 い

こんなときは届出が必要です

1. 組合員が死亡（相続）されたとき
2. 土地の所有権・耕作者の異動があったとき
3. 住所の変更が生じたとき
4. 農業者年金等による組合員に交替があったとき

ご連絡をいただいて必要様式[組合員資格得喪通知]を送付いたします。
(郵送でも手続きができます)

● 納付は便利な口座振替をご利用ください ●

口座振替のできる金融機関

1. 埼玉りそな銀行	本・支店	7. 埼玉縣信用金庫	本・支店
2. りそな銀行	本・支店	8. 中央労働金庫	本・支店
3. 足利銀行	本・支店	9. 川口信用金庫	本・支店
4. 武蔵野銀行	本・支店	10. ほくさい農業協同組合	各支店
5. 群馬銀行	本・支店	11. 埼玉みずほ農業協同組合	各支店
6. 東和銀行	本・支店	12. ゆうちょ銀行	

口座振替で 納付される方へ

引落し先金融機関の通帳記載により振替済とさせていただきます。
なお、納付証明書が必要な方は、ご連絡いただきましたら発行いたします。

※納付者・振替口座等に変更が生じたときは、お届けいただいている口座から引落しが出来ませんので、変更手続きをお願いします。

境界確認申請について

土地改良区の管理施設と接している土地の境界が不明な場合は、境界確認申請をしてください。申請書様式はホームページまたは当土地改良区にあります。

- ・ 大切な用水のかけ流し等をなくし有効利用しましょう
- ・ 水路近くで遊んでいる子供達を見かけたら
一声かけて子供達を水難事故から守りましょう
- ・ 水路のフェンスなど破損を見かけたら
土地改良区又は最寄りの警察署に連絡をください

